

令和8年度クールビズ実施要領

1 目的 地球温暖化対策における率先した取り組みとして、庁内の省エネルギー対策を実施するとともに、電力の安定供給を確保する必要があることから、「大崎市地球温暖化対策実行計画」(事務事業編 第3次)第5章第2節に掲げた取り組みを徹底するため、軽装勤務(クールビズ)を実施します。

2 実施期間 令和8年5月1日(金)から令和8年9月30日(水)まで
※なお、10月の寒い日・暑い日には室温の適正な管理と、各自の判断による軽装などの取り組みを継続していきます。

3 対象

(1) 対象職員 全職員

(2) 対象施設 職員が事務従事する全ての施設(指定管理施設も含む)
ただし、病院や教育施設等については、サービス低下を招くことのないよう取り組むこととしてください。

4 実践項目 いずれも無理のない範囲での実践といたします。

(1) 冷房設定

冷房使用期間…気温に応じて流動的とします。(7月から9月までとした期間を廃止)

冷房使用時の室温…室内にいる方の体調等を考慮しながら、無理のない範囲で冷やしすぎないように、熱中症対策等の観点を踏まえた室温の管理とします。

(室内温度計を確認するなどして、適切な室温管理を実施してください。)

※冷房設備が集中管理となっている施設は、設備管理者が管理するようお願いします。

※冷房は必要な場所に必要な時だけ使用し、かつ、間欠運転の実施にご協力ください。

(2) 服装

快適に執務できる服装を推奨します。

(ノーネクタイ、ノー上着、ポロシャツ等の着用)

※来庁者に失礼のないよう、それぞれの職場にふさわしい服装、色柄を心掛けてください。

※事務室の室温状況により柔軟な対応をお願いします。

(3) プラスの実践事項

地球温暖化防止のためにクールビズにプラスして、温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを実践しましょう。また、さまざまなアイデア・工夫により快適に過ごしましょう。

【例】 ・ 定時退庁の励行 ・ 使用していない場所の消灯の徹底

・ ブラインド等の活用や植物のカーテン(グリーンカーテン)の設置

・ 照明の間引きの実施 ・ PC等ディスプレイの輝度の調節 等

5 周知方法

・ 庁舎へポスターまたはデジタルサイネージの掲示をします。

・ 会議等を開催する際、出席者の方に、軽装などクールビズへの協力について周知します。